

第1回穴粟市就学前の教育・保育を推進する委員会次第

日 時 平成24年 2月26日(日)
午後2時～

場 所 穴粟市役所4階 会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 穴粟市就学前の教育・保育を推進する委員会要綱について

5. 会長、副会長の選考

会長[] 副会長[] []

6. 会長あいさつ

7. 協議、報告事項

1) 経緯・経過説明

2) 今後の進め方

① 全体委員会における協議

② 専門部会における協議

＊こども指針(仮称)策定部会

＊就学前の教育・保育推進部会

③ 研修会(視察等)の実施

3) その他

次回内容と日時について

8. 閉 会

教育委員会告示第5号

宍粟市就学前の教育・保育を推進する委員会要綱

(設置)

第1条 宍粟市就学前の子どもの教育と保育のあり方基本方針及び宍粟市幼保一元化推進計画を踏まえ、宍粟市の就学前の教育と保育のあり方や目指す子ども像の方針を示す指針（以下「こども指針」という。）の策定及び宍粟市のより良い幼児教育及び保育のあり方の推進方策等に関し必要な事項を協議するため、宍粟市就学前の教育・保育を推進する委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) こども指針の策定に関すること。
- (2) 今後の就学前の教育と保育の充実に向けたあり方に関すること。
- (3) 就学前の子ども及び子育て支援に関すること。
- (4) その他幼児教育及び保育のあり方に関して必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市民の代表
- (2) 就学前の子どもの保護者の代表
- (3) 幼児教育、保育等関係機関の代表
- (4) 市内の企業の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までの間とする。ただし、推進委員会が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 推進委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、有識者等の助言及び関係者の出席を求め、その意見を

聞くことができる。

(部会)

第7条 推進委員会に、専門の事項について協議、調整等を行うため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、幼保一元化担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

幼保一元化推進の経緯

H17～18年度

【平成17年度】

★ 宍粟市誕生

【平成18年度】

◎ 宍粟市少子化対策本部設置

・少子化で子ども数が減少している現状において、就学前の子どもにとってより良い教育・保育の環境はどうあるべきか、検討の着手

★ 6月 「認定こども園」制度創設

● 就学前の子どもの教育・保育のあり方検討懇談会開催

対象：幼稚園長、幼稚園保護者代表
保育所長、保育所保護者代表

H19～20年度

【平成19年度】

★ 就学前の子どもの教育と保育のあり方検討プロジェクト会議設置（幼保一元化プロジェクト）

● 教育懇談会の開催

・現行複式学級が編制されている小学校区及び複式学級の編制が予測される小学校区を対象に、保護者（就学前保護者含む）と懇談会開催

◇ 8小学校区（千種北、千種東、野原、道谷、下三方、繁盛、土万、都多）
義務教育に関する意識調査（20年1月実施）

・今後10年間の義務教育のあり方を定める「宍粟市義務教育の振興に関する長期構想」の策定に向け、保護者（就学前保護者含む）や教員に対して意識調査を実施

【平成20年度】

□ 「宍粟市就学前の子どもの教育と保育のあり方基本方針」（素案）を決定（20年10月）

● 就学前の子どもに対する教育と保育のあり方に係る懇話会開催（21年1月～3月：計6回開催）

■ 「宍粟市就学前の子どもの教育と保育のあり方基本方針」を決定（21年3月）

H21～22年度

【平成21年度】

■ 「宍粟市幼保一元化推進計画」の決定（21年8月）

● 計画の概要を、旧町毎及び小学校区毎（20小学校区）に説明（21年10月～11月）

● しそふれあいミーティング（波賀）、幼保一元化懇談会（千種幼）で計画概要説明（22年1月・2月）

● 地区別懇談会（行政懇談会）（中学校区毎）で計画の概要説明（22年2月）

【平成22年度】

■ 幼保一元化推進に係る社会福祉法人等への支援の考え方、方向性の決定（22年5月）

● 幼保一元化推進に係る社会福祉法人等への支援の考え方、方向性の民間保育所への説明（22年7月～8月）

● 行政懇談会（中学校区別）で幼保一元化推進の優先度の説明（22年10月～11月）

● 小学校区別懇談会（千種中学校区除く）で「実施時期、実施場所、運営主体等」を提案、協議中（22年11月～）

・山崎西中学校区（菅野小学校区）	懇談会2回
・山崎東中学校区（伊水小、都多小学校区）	懇談会各1回
・三土中学校区（土万小学校区）	懇談会1回
・一宮北中学校区（下三方小、三方小、繁盛小学校区）	懇談会各1回
・波賀中学校区（波賀小、野原小、道谷小学校区）	懇談会各3回
	説明会5回
	ふれあいミーティング1回

● 保護者等説明会（千種中学校区）で「実施時期、実施場所、運営主体等」を提案、協議中（22年10月～）

・千種自治会長会（11月、3月）
・保護者説明会（10月～：10回）
・自治会別説明会（3月：西山、岩野辺、奥西山、室、鷹巣）

就学前の教育・保育を推進する委員会(フロー図)

